事業番号

3

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」進捗管理シート(復興庁・総務省)			
対策の柱立て(大区分)	I. 復興·防災対策	担当部局	総務省
対策の柱立て(中区分)	1. 東日本大震災からの復興加速		
対策の柱立て(小区分①)	(1)社会インフラの整備や住民の定着促進等	担当課	自治財政局財政課
対策の柱立て(小区分②)		1 <u> </u>	
対策における施策の名称	津波被災地域の住民の定着促進のための震災復興特別交付税の増額		
(事業名)	東日本大震災の津波による被災地域における住民の定着促進を通じた 地域の復興(震災復興特別交付税の増額)	新規/既存	□新規  ■既存
平成24年度補正予算額	ー般会計/特別会計 1,047億円 (特会の場合には名称も記 載)	東日	本大震災復興特別会計
事業の内容 (予算については、 予算の使途及び 予算を交付等する対象者 を明記)	・津波による被災地域において安定的な生活基盤(住まい)の形成に資する ちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的か 災復興特別交付税を交付。 ・具体的には、津波により住宅が被災した被災者のうち防災集団移転促進 災団体が住宅再建を支援する経費又は単年度予算の枠に縛られずに当記 経費を対象とするもの。 ・被災者への具体的な支援内容については、被災団体が地域の実情に応	つきめ細か! 事業等の対 亥支援ができ	こ対応することができるよう、震 象とならない被災者に対し、被
実施方法		貸付金 ■	その他(地方交付税)
アウトプット指標(進捗指標) アウトカム指標(効果指標)	(アウトプット指標による目標) ・平成25年3月25日に1,047億円全額を津波により住宅が全壊した地域を有する被災県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)へ交付。 ※被災県は、復興基金に積んだ後、全額を被災市町村へ交付予定 (アウトカム指標による目標) ・当面、平成25年度における、津波被災地域を有する被災市町村の地方単独事業として実施する被災者の住宅再建支援戸数の増加が目標となる。(参考:被災市町村の平成25年度当初予算計上の住宅再建支援戸数 6,507戸)		
事業の進捗状況 予算の執行状況 (進捗実績、 今後のスケジュール)	国 (3月25日交付) 地方公共団体 (県⇒市町村) (県⇒市町村)  津波により被災した住宅の被災者  3月25日 被災6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)へ震災復興特別交付税を交付 3月下旬以降 被災県は復興基金の積増し等を行い、地域の実情に応じ、被災市町村へ所要額を交付 ※津波により被災した住宅の被災者に対し、6月1日時点で津波による被災地域である47市町村中、計30市町村において交付決定を行っている。		
執行早期化のために 講じている工夫	・今回の措置により、被災団体は、住宅の再建支援に係る財政需要全体に対する財源の目処を立てることができ、安心して計画 的に事業を執行することができるもの。これにより、津波被災地域の住宅の再建や復興まちづくりが大きく前進することが期待さ れる。		
事業に関するURL (事業実施場所、補助先等)	http://www.soumu.go.jp/main_content/000213591.pdf		